

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用について

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える部分の自宅利用や、医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を、令和4年4月から「三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業」として実施します。

利用対象者

利用対象者は、医療的ケア児の看護や介護を行っている家族です。

◆「医療的ケア児」とは、次の要件のすべてに該当するもの。

- (1) 三沢市内に住所を有すること。
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 在宅で同居の障がい児の保護者または障がい児の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。
- (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアが必要であること。

サービス内容

訪問看護事業者が医療的ケア児のもとを訪問して行う看護等の訪問看護を、自宅または自宅以外の場所で利用することができます。

【サービス内容の例】

- ◆親戚、友人宅や外出先で行う訪問看護
- ◆病院受診時の付き添い
- ◆図書館や博物館などへ出かける際の付き添い など

【注意点】

- ◆自宅で利用する場合は、医療保険の適用を超える部分の利用に限ります。
- ◆健康保険法では、自宅での利用が対象となりますが、本事業での利用は、訪問看護事業が訪問看護を提供できると判断した場所であれば、利用場所の制限はありません。
- ◆看護を伴わない見守りは対象となりません。

利用可能時間

年間48時間まで(4月1日から翌年の3月31日まで)

※1回30分からご利用いただけます。

サービスの費用

利用者は、費用の1割を事業者に支払います。

低所得世帯及び生活保護世帯の場合は費用の負担はありません。

例：1時間利用した場合(1単位 30分、単価 4,000円)

$$4,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 単位} \times 0.1 \times 1.1 = 880 \text{ 円}$$

※費用の9割は、市がサービスを提供した訪問看護事業者へ支払います。

利用の手続き

(1)申請前の確認

◆利用対象者に該当するか確認してください。

(2)申請に必要な書類

1. 三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書
2. 訪問看護指示書の写し
3. 訪問看護事業者との現在の契約書の写し又は利用していることが分かる書類

(3)申請書類の提出先

◆1～3までの書類を三沢市障害福祉課に提出して下さい。

(4)利用登録の決定

◆申請後、三沢市から「三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書」を利用者へ送付します。

◆決定の通知がお手元に届いたら、利用される事業者と、三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用契約をしてください。

(5)サービスの利用

◆サービスの利用は、訪問看護事業者が対応できる場所となります。

◆事前に利用場所等を訪問看護事業者にご確認ください。

お問い合わせ先：三沢市福祉部 障害福祉課 電話51-8772